

令和7年5月1日から

# 盛土・切土・土石の仮置き には 許可または届出 が必要です。

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 盛土規制法では盛土や切土、一時的な土石の堆積（仮置き）に関する工事が規制区域の指定後に規制され、許可または届出が必要となります。
- 富山県内では、令和7年5月1日から規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始しています。

## 富山県内の規制区域

富山県では、県内全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定しています。規制区域等の詳細は、次のホームページをご覧ください。

富山県内の市町村  
(富山市以外)

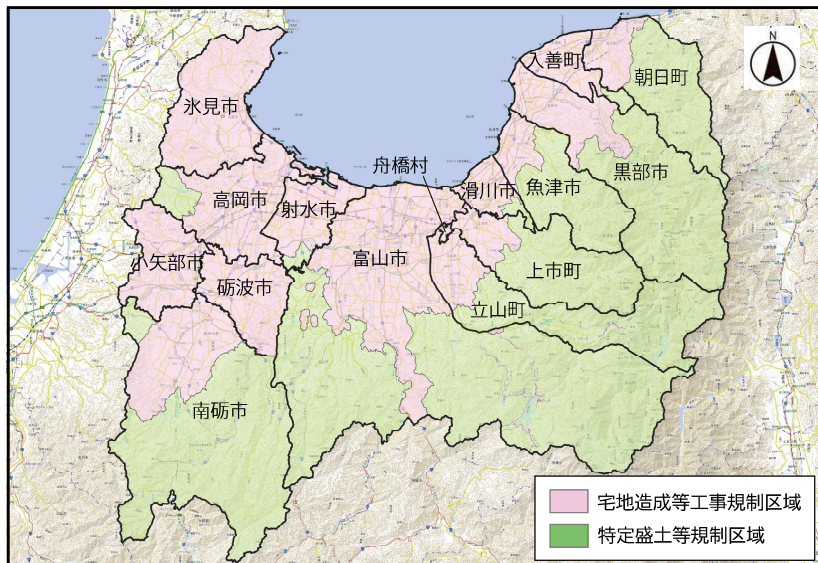


<富山県ホームページ>

富山市



<富山市ホームページ>  
検索番号:1016339



※測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R6 JH F 179.本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

## 許可・届出が必要となる盛土等の規模

許可 宅地造成等工事規制区域      許可(届出) 特定盛土等規制区域

### ■土地の形質の変更(盛土・切土)

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土      ●残土処分場における盛土・切土  
●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土      等

<p>①盛土で高さが</p> <p>1m超      2m超 (1m超)</p> <p>の崖※1を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが</p> <p>2m超      5m超 (2m超)</p> <p>の崖※1を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが</p> <p>2m超      5m超 (2m超)</p> <p>の崖※1を生ずるもの(①、②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが</p> <p>2m超      5m超 (2m超)</p> <p>となるもの(①、③を除く)</p>
--	--	---	---

### ■一時的な土石の堆積(仮置き)

例えば… ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

<p>⑤30cm※2を超える盛土又は切土をする部分の面積が</p> <p>500㎡超      3,000㎡超 (500㎡超)</p> <p>となるもの(①～④を除く)</p>	<p>⑥最大時に堆積する高さが</p> <p>2m超      5m超 (2m超)</p> <p>かつ面積が</p> <p>300㎡超      1,500㎡超 (300㎡超)</p> <p>となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する高さが30cm※3を超え、かつその部分の面積が</p> <p>500㎡超      3,000㎡超 (500㎡超)</p> <p>となるもの</p>
--	---	--

(※1)「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

(※2)盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差を指します。

(※3)土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差を指します。

## 許可・届出不要となる工事等

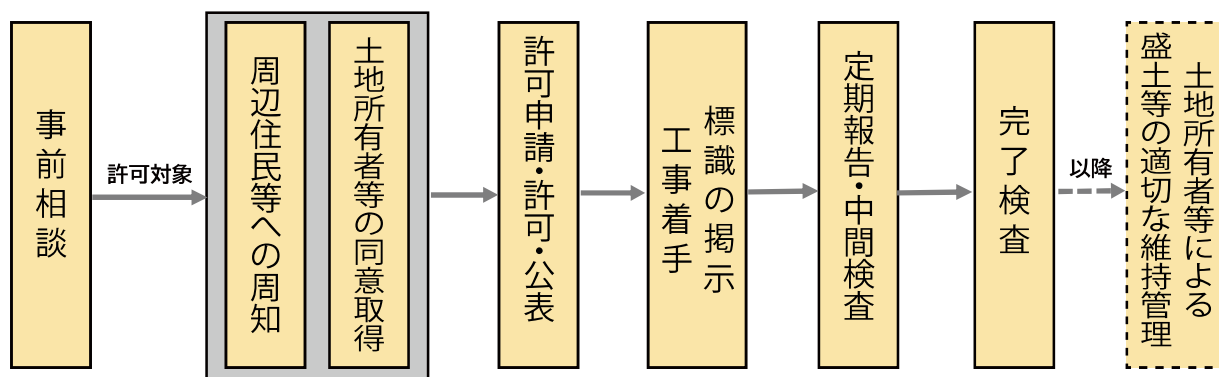
### ●許可・届出不要となる工事の例

- 道路、公園、河川等の公共施設用地(ただし、法令等に規定されているものに限る。)で行われる盛土等
- 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- 自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に現状回復する工事
- 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする工事
- 農地等で行われる通常の営農行為
- 工事の施行に付随して行われているものであって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に一時的に堆積するもの 等

### ●許可の特例

- 都市計画法第29条第1項または第2項の許可を受けた『開発行為』は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため、あらためて盛土規制法の許可を得る必要はありません。ただし、盛土規制法に基づく技術的基準への適合や中間検査、定期報告、標識の掲示等は必要となります。

## 主な手続きの流れ(許可対象工事)※4



(※4) 主な手続きを記載したものであり、記載のない手続きも必要となる場合があります。詳細は、申請先のホームページをご覧ください。

## よくあるお問い合わせ

Q 「造成宅地防災区域」の指定はありますか。

A ありません。県内全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定しています。

Q 申請書はいつまでに提出する必要がありますか。

A 申請から許可通知までの標準処理期間は、土地の形質変更を30日、土石の堆積を14日としておりますので、工事着手日までに許可を得られるように申請してください。なお、標準処理期間には、申請書の補正に要する期間や休日は含まれておりません。また、大規模な工事等は標準処理期間内に処理が困難な場合がありますので、余裕をもって申請してください。

Q 土地の売買に際し、許可または届出は必要でしょうか。

A 現状のまま、土地を売買する場合は必要ありません。許可または届出は、これから規制対象規模の「土地の形質の変更(盛土・切土)」や「一時的な土石の堆積(仮置き)」を行う場合に必要となります。

## 【申請窓口・お問い合わせ先】

- 富山県内の市町村(富山市以外)  
富山県 土木部 建築住宅課 住みよいまちづくり係 (TEL: 076-444-9687)
- 富山市  
富山市 活力都市創造部 都市計画課 (TEL: 076-443-2255)

※規制区域や許可申請・届出の様式、手数料等の詳細は、申請先のホームページをご覧ください。

発行: 令和8年3月